令和7年(2025年)第7回ニセコ町議会定例会　第2号

令和7年(2025年)9月24日（水曜日）

○議事日程

1　会議録署名議員の指名

2　諸般の報告

3　一般質問

○出席議員（10名）

1番　髙　瀬　浩　樹	2番　大　野　幹　哉
3番　高　木　直　良	4番　榊　原　龍　弥
5番　高　井　裕　子	6番　小　松　弘　幸
7番　斉　藤　うめ子	8番　木　下　裕　三
9番　篠　原　正　男	10番　青　羽　雄　士

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山　健也
副町長	山本　契太
総務課長	福村　一広
消防庁舎整備室長	黒瀧　敏雄
企画環境課長	桜井　幸則
企画環境課参事	阿南　孝宏
税務課長	鈴木　健
町民生活課長	富永　匡
保健福祉課長	重森　省宏
農政課長 農業委員会事務局長	山口　丈夫
国営農地再編推進室長	石山　智
商工観光課長	馬渕　由香
商工観光課参事	市原　俊樹
都市建設課長	橋本　啓二
上下水道課長	石山　康行
上下水道課参事	森　玲子

総務係長	佐々木　一茂
財政係長	浅井　理登
教育長	片岡　辰三
総合教育課長	淵野　伸隆
総合教育課参事	阿部　信幸
総合教育課参事	中川　博視
こども未来課長	齋藤　徹
学校給食センター長	三橋　公一
代表監査委員	佐竹　三郎

○出席事務局職員

事務局長	加藤　紀孝
書記	佐藤　秀美

開議　午前9時53分

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付のとおりでございます。

◎日程第1　会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君）　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、7番　斉藤うめ子君、8番木下裕三君を指名します。

◎日程第2　諸般の報告

○議長（青羽雄士君）　日程第2、諸般の報告を行います。

去る9月17日に決算特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われた結果、決算特別委員長に髙瀬浩樹委員、副委員長に小松弘幸委員が互選された旨の報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります

◎日程第3　一般質問

○議長（青羽雄士君）　日程第3、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

7番、斉藤うめ子君。

○7番（斉藤うめ子君）　緑の党グリーンズジャパンの斉藤うめ子です。通告に従いまして、2件質問させていただきます。

1件目、ニセコ町所有の水道水源地の所有権訴訟の説明責任について、町長に伺います。

8月初めに突然送られてきた「ニセコ町水道水源を守る嘆願書名」に町民の皆様は大変驚かれたのではないでしょうか。その理由はわずか1枚の紙に1000字ほどの文字で書かれています。しかし、これで町民の皆様は納得いかれるでしょうか。

町は「ニセコ町まちづくり基本条例」の基本原則に則り、現在係争中の訴訟の説明責任があると思います。今こそ「情報共有」の原則に基づき、私たち町民がまちづくりに関する大変重要な情報である「水道水源」の裁判の経緯を町民の皆様に丁寧に説明し、理解を共有してもらう必要があると思います。町の今後の対応について伺います。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、現在の所有権移転登記手続請求控訴事件におけるこのたびの嘆願署名におきまして

は、町民の皆様並びに町外からも多くの御署名をいただき、心から厚く感謝を申し上げる次第であります。

それでは、斉藤議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、まちづくり基本条例第2条においてまちづくりに関する情報を共有することを基本とすることが規定され、これまでもまちづくりを進めるに当たり、情報共有と住民参加を基本に進めてまいりました。一方、条例第9条においては、個人情報の保護についても個人の権利や利益が侵害されないよう、町が必要な措置を講ずることも盛り込まれ、さらにニセコ町情報公開条例第7条では公開してはならない町政情報を規定し、その中に「個人の氏名・思想・宗教・身体的特徴・健康状況・家族構成・学歴職歴・住所・所属団体・財産所得等に関する情報、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」というのがありますが、こういうことがあって特定の個人が識別され、または識別されうるもののうち一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報は公開しない規定となってございます。

今回の裁判記録には相手方の個人情報が記載され、町が公開することで個人情報が漏えいし、相手に損害を与える可能性や裁判に影響する可能性も踏まえ、代理人弁護士とも相談の上、必要最小限の情報を提供するに至った経緯がございます。確かに情報を全て共有することで町民の皆さんの理解がもっと進み、まちづくりを考える上で理解を共有できることかもしれませんが、裁判の詳細につきましては現在も係争中の裁判であることを踏まえ、個人情報がＳＮＳなどで拡散され、誹謗中傷の窓となるリスクを防いでいくこと、また、裁判の適正な進行の確保、当事者双方の主張や証拠に関する情報が訴訟の結果への影響、和解協議への影響を及ぼす可能性があることなどを考慮して、必要最小限の情報提供となった経緯がございます。

今後も町民の皆さんとの情報共有や公表の在り方については、事案ごとに丁寧に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　ただいまの町長の説明で公開できないものもある、情報公開と言ってもできない事情があるという説明でしたけれども、その前にですね、ぜひ伺いたいことがあります。それは、今回のこの水道水源保護地域の所有権訴訟のことについて、嘆願署名を町民の方に8月の初めに配られました。町民の皆様はこれを読まれて、ニセコ町が所有してる水道水源地と水道水源保護地域を一体に考えられているのではないかと思われます。それが突然、ニセコ町が無断で売買した土地であるとの理由で強力な返還を求められ、返還したらもう水が止められるのではないかと不安に駆られた町民の方もいらっしゃることは、私も聞き取り調査で感じました。それから、メディアでも報道されてますけれども、そこのところの水道水源地とその周辺の保護地域の関係、それがまだ理解されてないような気がいたしました。それでこの嘆願署名を読んで、直ちに止められたら困るということで、もう水はまさに生命そのものですので、そういう不安を町民の方はお持ちになられたような気がしました。

しかし、これもともとこの土地を買う前にですね、2011年5月1日にニセコ町では水道水源保護条例というのが施行されています。そしてこの土地を買い取ったのは、それからほぼ2年後ですね、

2013年の1月7日ですが、以前からこの土地がなくても水道水は供給されていたわけです。ただ、この条例ができたのは、ニセコエリアでの開発がどんどん進んでいって、水道水源地周辺の土地が勝手に売買されたり開発されたりして影響されないようにという条件でこういう保護条例ができたわけですから、これがまさに今回町民にもう一度説明する必要があるのではないかなと私は思いました。その上で直ちに、水道が止められるとかそういう不安を町民の皆様に払拭していただく、これからどういうふうな展開をするか分かりませんけれども、そういう理解をしていただくことは必要ではないかと思います。

そういう意味で、最低限プライバシーとか、先ほど町長もいろいろずらっと並べておっしゃられましたけれども、そういう問題を抱えているにしても、原告から所有権を訴えられ、また控訴するための予算を計上した。それは少なくても議会は説明を受けてます。全員協議会とか、それから臨時会でもありました。ただ、この問題というのは非常に複雑で、一応いろんな角度から説明はしていただいてますけれども、本当になぜこんなことになったのだろうとか、まだ私たちも本当に理解していないのではないかというところがあります。多分町もそうじゃないかと思うんですけれども、今裁判は高裁に控訴して続けているわけですけれども、まずそういう問題を払拭する、私は少なくても議会に裁判所からこういう訴状が来たことを公開してもよかったのではないかなというふうに思っています。この2023年の時点で。町長の今の説明ではそれはちょっと難しいという説明だったんですけれども、どこまで公開できるのか、何よりもこのまちづくり基本条例の中では、町民と情報を共有して、住民に参加してもらって、住民のそれこそ英知を集めて検討する住民参加のまちづくりですから、今回の問題はやはりそれを一番大切に生かす機会だと思っております。

それで、これからどういうふうにするのか、その書類ですね、原告がニセコ町に送ってきた書類とか、それからかなり時間は経ちましたけれども、町民の皆様が閲覧できるように公開することが可能なのか。また、ニセコ町がそれに対して提出した陳述書ですか、どんな答え方をしたのか。町からはかいつまんで、町なりの解釈も含めて説明してるわけですから、そこを私たち一人ひとりがきっちりもう一度理解するというか、検討する必要があるのではないかなと思っています。ですから、公開していたいただけないかと思っています。

それから、これ非常に複雑な経緯をたどってますので疑問はいろいろあるんですけれども、町からの説明に従いますとですね、この水道水源保護条例ができて、それとほぼ同じぐらいの時期ですか、持ち主さんからその周辺土地の売却の交渉が始まったわけですね。そして2年後の2013年、平成25年にこれを購入したわけです。ところが、それから10年以上過ぎて、原告からその所有権は私たちのものであって、ニセコ町のものではないという訴えが来た。その流れをもうちょっと説明して住民と話合いをする。ニセコ町の中にも弁護士さんとか、そういう土地や家屋に詳しい行政書士さん、司法書士さんもいらっしゃることですから、また町外からも協力してくださる方にいろんな意見をお聞きして、打開策を検討されてはいかがかなと思ってます。

今の段階では、和解策として所有権移転するために5億円を払ってくれという元の値段の40倍の費用を請求されているわけですけれども、あまりにも高過ぎるということでこれから検討されるかと思いますけれども、その辺のところをですね、もっときちっと町民の私たちに、少なくともまず議

会に詳しく説明していただいて、原本を見せていただく、そういうことはできないものでしょうか、町長に伺います。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　まず町民の皆さんにも一部水源地ではないかという誤解を生んだということで、説明不足に対しましては大変申し訳なく思っております。

先ほど議員からも御指摘ありましたとおり、平成23年にニセコ町水道水源保護条例をつくらせていただきました。これには経緯がありまして、1999年から私たちはニセコのまちをどうやって将来へ持続させるかという話合いをしながら、ニセコ町環境基本計画というのをつくらせていただきました。そのときのタイトルは「水環境のまちニセコ」でございます。徹底して水を守るまちにしようという決意を、ニセコ町の環境基本計画に取りまとめたという経緯があります。そういった流れの中で、平成23年5月1日に議会の皆さんの賛同を得て、この条例を施行させていただきました。

それに当たりまして、当然私ども開発規制をしておりますので、この羊蹄の水源地はもともと町の土地でありますが、それに集水区域ってよく言いますけど、雨が降って流れて入ってくるいわゆる集水エリアを、この水資源保全審議会の中で専門家の皆さんにも入っていただいて御議論をいただき集水区域を決めました。その地域においては開発はできないということで、細かな規定も全部地権者に対して送らせていただきました。この中で、当然売買等困難になる事例もありますので、その中で打診があったところではこういうことなら町が買ってくれという中身の要望もありました。そういった経緯の中で、現在の訴訟になっている土地も1年強にわたっての売買交渉の結果、買わせていただいたものでございます。当然町の水道水源保護条例にも入っている土地でありますし、その1年後に北海道の水資源の条例ができました。今現在ここを売買しようとすると、北海道に届出を行うということになっておりまして、北海道から当該、私どもの町もこの地番も全部告示されているエリアでありますので、当然私たちに照会があって、それらの妥当性について意見を述べるというような手続になっているところであります。

当然、土地の所有権は私どもは主張しているというのは我々の考えであります。このことは、先般札幌地方裁判所に私が行って、町としての考えを述べさせていただきました。過去の判例ではそこに建物があること、あるいはその土地に柵や塀を回して自分の土地だと主張していること、それが物理的な占有に当たるということでありまして、ニセコ町の場合は建物を建てていない、あるいは17ヘクタールにわたって塀というか柵をめぐらしていないので弱いと言われておりますが、私どもは議会で諮った条例で、私たちはこのエリアを守るんだと主張していると。ちゃんと告示もして道にも出しているということを、現在裁判所に訴えてきたところであります。

過去の判例はどうあれ、そこはきちっと裁判官にも現在審議されていると思いますので、御理解をいただきたいというのが私たちの基本的な考え方であります。こういった面で住民の皆さんへの周知が足りなかったということについては、率直にお詫びを申し上げたいと思います。ただ、訴訟内容につきましては、当然裁判所の最終的な判断が出ていないわけでありますので、そこに裁判官の心証を含めて影響を与えてはいけないということもあって、弁護士さんのアドバイスもいただきながら、情報については現在までのような状況になっているということでありますので、斉藤議員御指摘の

公開につきましても、裁判の現在の進行状況を見ながら弁護士とも相談して、逐次対応してまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　町長からの答弁で道のほうにもこの水条例のことをお伝えしてると説明がありましたけれども、ちょっといろいろ調べてましたらね、これはニセコ町もちろんニセコ町だけの問題ではなくて周辺ももちろんですけれども、北海道全体の問題、ましてや国全体の問題ですから、ニセコ町が2011年にこの水道水源保護条例を出してますけれども、それから2年後の2014年に国が水循環基本法というのを交付してます。そして一番最近では2021年になってますけれども改定を経ていますが、この水問題というのは今現在は各自治体だけで管理するようですけれども、そういう問題じゃなくて、生命の源ですからやっぱり国全体で、国がやはり日本人の水を守るという方向にいかなければ、各自治体でいろんな問題が起こったときに不安になると思うんです。

ですから、これはニセコ町として、やはり道はもちろんですけれども、国のほうにもこの水循環基本法をもっとしっかりと強固なものにして、日本人の水は必ず守るという方向に行けるよう働きかけをしてはいかがかなと思ってます。「水は生命の源である。絶えず地球上を循環し、大気・土壌等のほかの環境の自然的構成要素を相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与え続けてきた。また、水は循環する過程において人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。特に我が国では国土の多くが森林に覆われている・・・」ずっと続くんですけれども、ニセコ町のような、日本がそうなんですけれども、直接このように安全な水を私たちが飲めるという国は世界では本当に指数えるほどないということも聞いております。ですからこの水問題というのは非常に大きな問題ですから、むしろ国のレベルに行くように検討されてはいかがかと思っています。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

水資源保全全国自治体連絡会、私たち今160ぐらいの自治体が加盟して入っております。それだけ多くの危機感を持った市町村の首長の集まりでありますし、ニセコでも御承知のとおり全国大会も開かせていただいたところでございます。この中でも、この連絡会はこれまで私も副会長をやらせていただきましたが、国交省の水部隊の皆さんとも毎回意見交換をさせていただいてきたところであります。

私ども自治体からも相当、国に対してこれまでの活動をお願いをし、水循環基本法ができまた。これまで水っていうのは土地に付随する財産的なものが多かったわけでありますが、初めて公共、国民の財産であるという規定が水に規定がされました。そして初めて水は公共のものだという概念が入ってきました。

私たちはこれまでも、ニセコ町の水道水源保護条例、地下水保全条例つくらせていただいたときも、住民の皆さんと協議する中では、それはやっぱり国がつくるべきじゃないのかという話もありました。しかし、当時私もその場で答えさせていただきましたけど、日本の場合は、例えば公害防止自体を考えても、四日市が公害防止条例をつくる。そのあと、東京都がさらにそういったものをつくる、

それが普遍化をして公害防止を組んでいくというような流れが日本の場合多いので、やっぱりどこかの町が先導的に水を守るという決意を持つということが重要ではないかと。そのときに、あえて条例制定に当たっては単なる理念条例で終わっては駄目だということで、当時懲役と罰金も検察へ立件できるということでありましたので、検察とも協議をさせていただいて議会に諮ってこの条例をつくらせていただいたということであります。

国に対しての働きかけにつきましては、これまでも実際何度も、水資源保全全国自治体連絡会、あるいは私がそういったところに行っても一貫してお願いしているのは、国の法律において各自治体の条例に横出し上乗せ含めて、財産権でもバッティングもありますが、自治体独自の規制についていいよという、いわゆる授権的な自治体に委任する項目を1項目入れてほしいということは一貫して言っておりますので、今後ともそういう発言は継続してお願いしていきたいと思っています。

この水問題につきましては判決がどうなるかは私どもも正直言って分かりません。裁判官3名が合議して判断されると思いますが、水資源保全条例とか地域を自治体が指定をしてそこに建物を建ててはいけないとか、いろんな規制を設けるっていうのは日本で初めて、新たな概念なんですよね。町で立件までして懲役、今拘禁刑ですけど、つけることにしておりますし。判断としては、ひょっとしたら本当に新たな判例ができるようになるかもしれませんし、そこは法的な応援も得ながら、今を進めていきたいと考えておりますので、ぜひともその辺御理解をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　次の質問に移ってください。

○7番（斉藤うめ子君）　2件目に入ります。がん検診の無料化を。

がん検診の受診率向上を図るため、検診の個人負担を無料化し、早期検診、早期診断、早期治療により医療費の抑制を図り、さらに健康寿命が延びることを目指してはいかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　それでは、ただいまの斉藤議員の御質問にお答えいたします。

現在町で実施するがん検診につきましては、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん・子宮がんの検診を実施しております。各がん検診の1人当たりの自己負担額は、胃がんが1,600円、肺がんが500円、大腸がん800円、乳がん1,000円から2,000円、子宮がんが1,000円から1,600円となってございます。自己負担額以外の費用につきましては、本年度予算では町が負担する費用は412万円となってございます。がん検診は町で実施する検診以外にも、各企業の福利厚生として実施する職域検診で行われているケースもあり、企業で費用負担をする場合や個人で負担する場合など様々でございます。全額町負担とした場合には、こういった公平性の観点から全町民を対象とすることが想定されておりますが、費用面では相当厳しいのではないかと考えているところでございます。

御提案があった検診の無料化につきましては、がん検診受診率向上の一つの方策とは考えられますけれども、過去には10年間程度、大腸がんクーポンを配布した期間がございますが、受診率の向上に大きな影響が見られませんでした。がんに限らず、その他の検診を含めた総合的健康志向というものを目指して、全体的に向けた働きかけ、現在のポピュレーションアプローチと言われるそうでありますが、もう一つはハイリスクアプローチといい改善要因のある人に個別に周知するという仕組

みを、今年度新たに取組みたいと考えております。また、本年度新たに健康アプリの導入、それから健康教室や保健委員会議などの健康づくり行事での直接的な声かけなど、多面的な取組により町民全体の健康づくりの習慣づけや健診での受診意向向上を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　検診はがんだけじゃなくていろいろあるんですけれども、このデータを見ますと、私が調べた範囲ではがんは1981年、今から44年前以降一貫して死因の第1位を占めています。日本では2人に1人ががんになって、3人に1人はがんで死ぬと言われています。ところが、欧米ではがんになる人が減っているのに対して、日本では逆にがんになる人が増えてるんですね。それをよく聞いてます。昨年の死因の原因の順位はもちろんがんなんですけれども、この占める割合が23.9%、ほぼ24%。全体の4分の1を占めることになります。欧米諸国でがんが減ってきている理由の大きな要因としては、喫煙率の低下、がん検診による早期発見、それからＰＨＰ部位ヒトパピローマウイルスワクチンの普及などが挙げられています。特に、喫煙率の減少が肺がんの死亡率を低下させて、早期発見や治療法の進化が他のがんの死亡率低下にも大きな貢献していると言われています。海外では検診率が少なくとも半数以上なんですけれども、それに比べて日本の場合は男性で4割から5割、これはがんだけじゃなくて全体含めて、それから女性では3割りから4割とかなり低い水準になっています。

さて、それでニセコ町の受診率なんですけれども、保健福祉課からいろんな資料をいただきました。重森課長とも事前にお話ししたので、私の質問もよく御存じかなと思ってますけれども、ニセコ町の場合はここにデータがありますけれども、これがんではないですけど、特定検診というのは30%を超えてるんですね。この特定検診というのは皆さん御存じかと思いますけれども、身体測定や血圧・血液検査・尿検査や心電図、眼底、これはちょっとアップダウンはあるんですけれども、平均すると30%ぐらい行っているわけです。ところが胃がんの検診率13.3%、肺がん8.8%、大腸がん6.5%、子宮がん13.2%、乳がん25%、昨年は26.5%と最高を記録しています。乳がんと子宮がんは5年ごとにクーポンが出されるので5歳ごとの年齢ですね、子宮がんだったら20歳から40歳までの5年ごと、乳がんだったら40歳から70歳までですか、5年間間があるわけですよ。これ見えなくなっちゃったんですいません。

それで全道から比較すると、ニセコ町との比較もあってちょっと上下してるところがありますが、それにしても受診率、検診率は非常に低いのではないかと思っています。その原因っていうのはなぜそうなのかというところ。伸びないのはなぜなのかと思っています。そこをお聞きしたいんですけれども。

私は最初に申し上げたようにやはりがんの罹患率が増えてますし、若い方も最近は検査が早いということもあってがんにかかる方も増えてきています。ですから、まずがんの検診を無料化して、年齢とかに関係なく受けられるような、実際としてまずそこらスタートしてはいかがかと思ってます。いつも思うんですけれどもね、前にも説明しましたけれども、この表を見て検査日程とか検診の負担率とか見てますと、若い方30歳から39歳、全て有料になっていて、高齢者は半分とか半分以下にな

ってるんですけれども、私は一番働き盛りの大変なときに万が一がんにかかったりすると、いずれの病気もそうですけども、非常に大変なことではないかと思っています。ですから、がんに関しては年齢関係なく受診・検診できる、そしてこのクーポン券を5年ごとのクーポン券ではなくて、必要なときに受診できる検診できるシステムに変えてはどうかなと思っています。

それで、繰り返しますけれども、何百円だとかもう細かいんですね、ですからまず肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮がんをまず無料にして、そしていつでも、毎年でもね、受ける必要があるときは受けられるようにする。この検診率で見つかる率っていうのは、見つかるというか疑わしいというのは6割に達するそうです。それからまた次に送られるんですけども、さらに詳しい検査を受けられる方は20何%っていう低い率になるんですけれども、理由は忙しいとかいろいろあります。これをいつでも受けられるという習慣、欧米はよく言われるんですけれども、まず健康の診断、何もないけれども定期的に受けるという習慣があると聞いてます。ニセコ町もそういう方向で行かれてはいかがかなというふうに思っています。

ちょっと前後しましたけれども、町が負担してるのと個人が負担してるのは2割程度なんですね、押しなべてそうすると。町の負担は412万円とおっしゃったんですけれども、過去の予算書なんか見てるともっと少なかったり、いろいろあるんですけれども、はっきり言ってその程度の負担だったら病気にならないように、あるいは病気になったとしてもできるだけ早期に発見できるような方向で、ニセコ町はがんに関してはこれだけ一生懸命検診をやっているということを示していただきたいなと思っています。

先ほど町長がおっしゃったように、3年前からですか、検診の負担をしている上に、さらに綺羅ポイント、1回すると1,000ポイントもらえるとか、健康アプリだとまた1,000ポイントがもらえるだとか、そういうことでちょこちょこちょこちょこいろいろやるんですけれども、こういうシステムが本当にいいのかね、それよりもここは定期的にやって安心して受けるという習慣ですね、若いときからそういう習慣を入れるということは、私は非常に大切だと思っています。

私個人としては少しずつ広げていくということが、ゆくゆくは医療費の節約にも非常になるわけです。発見が遅いと治療費も大変ですし、本人がまた社会復帰するのも大変になってくるんですね。ですから、今はもういかに早期発見して早期治療をするか、それが大切だと思います。町民の健康、それがまず大事だと思いますね。ですからそういうふうに変えてはいかがかと思っています。

そしてもう一度お聞きしますけれども、ニセコ町で受診率が伸びない原因はなぜか。いろんな施策で、またさらに上乗せしたりやってるにもかかわらず低くなってるんですね。このデータを見てると徐々にですけれども検診率が低くなってきてる。これはどうしてかなと思ってますけれども、それを説明していただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　重森保健福祉課長。

○保健福祉課長（重森省宏君）　ただいまの斉藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、なかなかがんの検診率が上がらない原因は何でしょうかという御質問がございましたが、様々な原因あるかと思います。検診を受けてる方の一部の話では、がん検診を受けるのに結構体に負担かかるというか、例えば乳がんだと乳房を挟めて受診したり、結構痛いというのもあったりして、

なかなか気軽に受けづらいというお話もありました。そういった部分で健診率が上がらないという一つの要因かなと思います。それ以外にもいろいろとあるかと思いますが、今のところそういったところもあるかと思います。

あと、がん検診の受診率につきましては下がってるがんの種類もございますが、そこについては啓発等を進めて、またさらに上げていかなければならないというのはもちろんではございますが、後志管内羊蹄山麓の町村ではニセコ町はだいたい真ん中くらいの受診率となっております。真ん中だからいいというわけではないんですが、決してニセコ町が特段低いというわけではありません。今後その辺については啓発等を進めて、受診率の向上を進めてまいりたいと考えております。

それから、経費、費用を全額町が負担したらどうかというところですが、町長からの答弁にもございましたが、受診にかかる費用を全額負担するというのは一つの向上に向けた取組の一つかなとは考えておりますが、過去の実績の中で大腸がんのクーポンを10年間程度続けましたが、受診率にはさほど影響がありませんでした。受診を受ける方への費用負担というよりは、受けましょうという啓発意識の向上のほうが重要でないかと、その結果から推測しているところでございます。

がんを早期に見つけて早期治療に向けるというのも大変大事なところではあるんですけれども、原課としましてはがんにかかる前の健康づくりの意識向上、例えば減塩をするだとか禁煙をするだとか、お酒を控えるだとかっていうところの意識づけをすることによって、がんだけではなく全体的な健康づくりへの町民の意識向上というところからまず取り組んでいきたいと考えております。そのための方策として健康アプリの導入だとか、大きなポイントの付与による健康づくりの参加っていうところの意識づけを進めて行きたいと思っておりますので、御理解いただければと存じます。

○議長（青羽雄士君）　斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子君）　重森課長そうおっしゃったんですけど、実際にクーポン券出したりしていて、このデータを見ますとね、一時期的には効果が上がってても、決してそれが効果上げてるわけではなく、クーポン券利用状況は平均すると横ばいになっていて、それだけの効果があるのかなと。そのぐらいだったらその部分を、今回はがんに特化するけれどもいつでも受診できるように全部無料にするということを私は提案してるんですけれども、検討をどのように考えられるのか、もう1回をお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　山本副町長。

○副町長（山本契太君）　私のほうからも付け足しのような回答になるかと思いますが、以前確認をさせていただいたときに、近隣の町村でもいわゆる受診率が高いところ、検診率というんでしょうか、それが高いところで特に無料にしているというわけではなく、そこのハードルを下げるというのは確かに一つの方法であるとは思うんですが、ある一定一時期に集中して啓発活動をするとか、集中して動機づけをするとかということが過去にあって、それぞれの町において健診を受けるのが当たり前だというような意識醸成がなされているから検診率が高いのではというようなところが近隣町村にはございます。

その辺のところを私どももももう少し勉強させていただきながら、どのようにその動機づけや意識啓発を、これまで通りの形ではなく、やっていけば効果が上がるのかということを学びつつ実施をし

ていきたいと考えております。一概に無料は悪いことではないといいますか、財政的には厳しいですが、無料にすることが、る程度ハードルを下げるというのは一因になるとは思いますが、検診率の高いところが無料になっているというわけではないので、その辺のところを研究させていただきながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えています。

○議長（青羽雄士君）　この際、議事の都合により、10 時 50 分まで休憩いたします。

休憩　午前 10 時 40 分
再開　午前 10 時 50 分

○議長（青羽雄士君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、高木直良君。

○3 番（高木直良君）　通告に従いまして、2 問質問させていただきます。

まず 1 問目です。直近事例において住民自治の基本としての「情報共有」は十分だったか。

国内外の情勢の大きな変動のもとで、4 期 16 年の長期にわたる町政運営に当たられたことに敬意を表します。片山町政の大きな特徴として、「住民自治」の促進と「環境施策」の重点的な取組を掲げてきたことがあります。

今年の 3 月議会において「就任以来一貫して、日本国憲法の理念を暮らしに生かすこと、そして、ニセコ町まちづくり基本条例に基づいてまちづくりを進めることを基本に」町政を進めてきたと表明されておりまして、その姿勢については高く評価をしております。「ニセコ町まちづくり基本条例」の「前文」では、「まちづくりは町民一人ひとりが自ら考え、行動する自治が基本です。私たち町民は情報共有の実践により、この自治が実現できることを学びました」とあり、続いて、「第 2 章　まちづくりの基本原則」、「第 3 章　情報共有の推進」として、2 条から 9 条までを掲げております。

2 条「情報共有の原則」、3 条「情報への権利」、4 条「説明責任」、7 条「情報共有のための制度」として、4 条には「町の仕事の企画・立案、実施及び評価のそれぞれを分かりやすく説明する責務を有する」と記載しております。

私は、直近の以下の案件においては、情報共有が不十分であり、町の説明責任を果たせたかどうか疑問を抱いております。

①「所有権移転登記手続請求控訴」の経過及び「ニセコ町水道水源を守る嘆願署名」問題について
②有島地区の行政財産町有地への企業（メゾンカカオ）誘致について
以上、2 点について所見を伺います。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　それでは、高木議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの斉藤議員への回答のとおり、町はこれまでもまちづくり基本条例に基づき、まちづくりを進めるにあたり、情報共有と住民参加を基本に進めさせていただいてきているところでございます。しかし一方で、まちづくり基本条例第 9 条においては、個人情報の保護について個人の権利や利益が

侵害されないよう、町が必要な措置を講ずることも盛り込まれているところでございます。それぞれの事案により、その対応は一律には論じ得ませんが、個人情報を含むものについては慎重に取り扱うべきものと考えております。それらの視点を踏まえつつ、答弁をさせていただきます。

1点目の所有権移転登記手続請求控訴の経過及びニセコ町水道水源を守る嘆願署名問題については先ほど答弁したとおり、情報公開条例第7条に規定する「公開してはならない町政情報の取扱いの検討」もしつつ、町が公開することで個人情報が漏えいし、相手に損害を与える可能性や裁判に影響する可能性も踏まえ、代理人弁護士とも相談の上、町民の皆さん様への情報提供は必要最小限とするに至ったところであり、不十分な情報提供になったことについてはやむを得ない判断であったと考えております。しかしながら、今回の抗争事件が水源地そのものであるというような誤解を与えたことも事実でありまして、これにつきましては、深くお詫びを申し上げたいと思います。

次に、2点目のメゾンカカオ株式会社の出店に係る経緯につきましては、町として共感型のまちづくりを目指し企業誘致を進める中で、9月8日開催の政策案件説明会で御報告させていただいたとおり、令和6年度に町内事業者からの推薦でつながりを持ち、町有地の選定をする中で当該地区が会社からの希望の候補地となったものでございます。このため、まず初めに当該地域の皆様へ想いを伝えて、御意見・御要望を反映させながら計画の熟度を上げる方向で進めていただきたいというお願いをしております。そこで、地域の皆様へできるだけ早くお伝えするために、まず改正景観条例に基づき事業者に開発予定の関係住民などとの意見交換会を8月16日に開催をさせていただいたところでございます。今後様々な御意見反映を得て、計画の熟度が上がっていくものと期待をしているところでありますので、御理解くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　議長にお願いします。これからは1項目め、2項目めについて、それぞれ再質問・再々質問と進めさせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　はい。

○3番（高木直良君）　では、最初の1項目めから再質問させていただきます。

先ほど、情報の共有と同時に個人情報保護条例に基づく情報の制限といいますか、そのことを理由に述べられました。情報の出し方はまさに保護条例にあるように、特定の企業だったり特定の個人名称を挙げる必要はないんですよね。その上で、この間、特に地裁判決以降の時系列で見ますと、昨年の9月に地裁で敗訴いたしました。これに基づいて当然ですけれども、町としては高裁に控訴されたと。これが11月です。そのあとは細かい情報はありませんでした。

ところが、報道によって明らかになったのは5年4月、今年の4月ですね、和解勧告が既にA社から5億円という金額も提示されていたということが報道で分かりました。その上で、8月8日に町は嘆願署名を求めるということで、町民への郵送だったりホームページへの掲載によってオンライン証明を求めるということを始めました。

9月11日の、これも報道ですけれども、裁判記録から明らかになったことがありますと。和解勧告がされた後、今年7月に町が裁判所に提出した書面からは、重要な水源地であることについてはこれまで明確に主張しなかったことが明らかになりました。ニセコ町は、本件土地が町民に対し安全か

つ安定的に水道を供給する上で、極めて重要な土地である事実を現時点で明確に主張していないとする方針ですと。これも報道なんですよね。

それで、私たちはこうした流れについて、今これを正したいと思いますのは、25年4月要するに今年の4月の段階で、和解の勧告で金額も提示されていたってことは報道で分かったわけです。これが本当に私としては後追いであり、しかもマスコミからの情報ですので、町民としてはますます不安になったと思います。

私たちの議会のメンバーも含めて、多くの町民は今回の控訴以降の経過、町の考え方など、主にマスコミ情報から得ざるを得ないという状況になってしまいました。署名用紙には第2審で裁判中ですので、裁判の詳細はお伝えできませんと記載されておりました。一方で、道外からでもネット署名できますよみたいな説明がわざわざ書いてあるんですね。結果として町外から膨大な20万というネット署名が届きました。署名を推進しているいろいろユーチューバーの方の番組見ますと、先ほど斉藤議員からも説明がありましたように、今にも水が飲めなくなる、水道料金が上がってしまうかのような発信も含めて、かなり偏った発信あるいは理解があったのではないかと思います。

であればこそ、私は先ほど町長がおっしゃった、なぜ水資源保全条例をつくったか、地下水保護条例をつくったか、それからそれが国に反映して水循環基本法に至ったか。ものすごく説得力があり、熱意のこもったお話だったと思います。そうしたことをそっくり5月に和解請求されて、5億円の提示があって、法外な要求ですよね。そうしたことのタイミングに合わせて、まさに先ほど町長がお答えになった、説明されたなぜニセコ町はこれほど水資源を大事にするのかっていうことを、きちっと説明する場を設けるべきだったと思います。その上で、なお嘆願署名が必要だったのかどうか。そういう判断をすると、それを町民と共有した上で進めるべきじゃなかったかと考えております。

その点について、いかがお考えでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまの高木委員のおっしゃっていることはもっともでありますし、私もよく理解できます。ただ、裁判が継続中でありますので、一番私どもが気にしたのは裁判官の心証です。裁判が継続しているときに、いろんな動きが町内であることが裁判の判決に影響するんではないかという弁護士さんのアドバイスもあり、できるだけ裁判の判決を見守るような、そしてただ事実関係だけについては裁判官のところに私も行って、町長として訴えをさせていただきましたし、そういった中で裁判の判決を待ちたいというのが現在の心境でございます。

そういった中で、今回多くの皆さんの署名をいただきましたので、そういったことも拝見しながら、今後とも対応してまいりたいとこのように考えているところであります。想いは私も共有するところでありますが、こういった裁判という特殊な環境であることを御理解賜ればありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　今、裁判官に心証っていうことをおっしゃいました。では、なぜ嘆願署名を集めたんですか。嘆願署名を20万筆以上集めて、これは裁判官の心証に訴えようということですよね。これだけ多くの町民、あるいは町以外の方々からの署名が集まっていますと。20万筆って私も

びっくりしましたけれども、道外から含めて多くの方が心配の嘆願署名に応じてくださったと。これを裁判所にこの間お届けしましたよね。そのときは嘆願署名だけを持っていって、和解を勧められたにもかかわらず、和解案は町としては持って行っていない。これも報道でした。

嘆願署名は決して裁判結果に影響を及ぼすものではないというのは、法律家がマスコミでも述べております。私も当然だと思います。裁判の独立性、司法の独立という基本的な三権分立の立場からすれば、行政の長が率先して町民国民に呼びかけて嘆願署名を集めて、その圧力で何か裁判の結果を変えようということはあり得ない話だと思います。これはあくまでも心証ですよね。裁判官の心証に何か影響を与えたいという想いだったと思います。ですから、先ほど裁判の経過などを町民に示すことは、裁判官の心証を悪くするかのような御答弁でしたが、これは全く矛盾していると私は思います。私がこの経過を含めて今申し上げたように、今後の町としての姿勢は和解で臨むのか、あるいは最後まで、最後までというのは最高裁まで争っていくのか、そうした決断を迫られてくるわけですけれども、その過程においても今までのような形で経過を明らかにしない、あるいはこう考えてるからこうするんだっていう理由なり想いを伝えないまま持っていくのは、私はよくないと思います。恐らくこの時期ですので、ぎりぎり片山町長がそのような決断をされるのか、あるいは次の新しい町長に託していくのかそれは分かりませんが、私は町の主張は全く正しいと思ってます。地裁の判断も高裁の今の和解を提示してきたことも、私は納得してません。むしろ町の言う通り今の所有権を認めるということを裁判には望みますけれども、いずれの方向に持っていくにしても、なぜそうなのかということをぜひとも事前に町民にも明らかにして臨んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私は裁判官の方に町としての想いを伝えさせていただきました。私はニセコ町長として発言をさせていただきましたが、その背景には町民の想いもあって、町民の皆さんも私の意見を支持していますよということを伝えたくて、裁判官への説明が終わった後に住民の皆さんの署名を集めようと、そのことによって町民の皆さんの想いといいますかね、そういうことも私と一緒ですよということを伝えさせていただこうと思ったわけです。裁判に圧力を加えるとか何とかってそういう気持ちは全くありません。

今回多くの皆さんからの御賛同を得て御承認いただいたことについては心から感謝をし、粛々と今裁判の判決も含めて、まだ継続するというような状況と聞いております。誠実にその想いは伝えさせていただきたいと考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　2項目めについての再質問であります。

今私の手元に、先ほど御説明のありました8月の地元での事前意見交換会と書かれた資料がございます。20ページぐらいある詳しい資料になっております。それで、先ほどの御答弁では景観条例の改正10月1日施行でありますけれども、これの内容に沿って事前にできるだけ早く地元にというお話でした。

私が思いますのは、一般的にメゾンカカオさんが自分で用意した土地にこういう工場を建てたい

ということで、できるだけ早く皆さんの御意見を聞きたいということで開催したという趣旨であればまだ理解はできます。しかし、御承知のようにここの場所については町有地です。町有地であり、今農地ということで指定もされていて、言わば行政財産だと思います。普通財産を売却したり貸付けをするということに際しても、町有地の一定規模の大きな財産ですから、それは町民みんなの財産と言う立場からすれば、これについてどう企業誘致として結びつけていくのか、企業誘致の場所にしていくかということになろうと。

しかし、手続的にはいきなり事業者さん、しかも事業者さんと一緒に工事を担当する方も前面に出て説明をする、しかもこの内容からすれば来年中に開業するかのように、来年4月からもう着工していくという、事前の意見交換というよりも、かなり詳細な図面もできていて駐車場が130何台とか、そういう内容が含まれています。内容からしても条例にある事前の意見交換とは私は違うと思ってます。

それでお尋ねいたします。一つは企業誘致の在り方です。ニセコ町としては企業誘致の基本的な考え方とそれに伴う手続き、そしてそれを情報公開する。その手順、流れについてどのように定めているのか。それからもう一つは、今回は行政財産のままでありますけども、これをどう手続きを組んで普通財産にして賃貸なり売却なりするという手順、そして最終的な情報公開をしていく、そういう流れについてお答えいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　山本副町長。

○副町長（山本契太君）　まず私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

企業誘致の在り方、手続きをどのように定めているかということですが、これについては町としても何て言いますか、ある種の課題ではあると考えておりますが、何か事細かに企業誘致する場合はこういう手続きを踏んでいくということは、今ニセコ町では決めておりません。議論の過程の中で様々な、例えば進出したい企業さんのタイミングでありますとか御希望でありますとか、それからいろんな各地でいけば企業誘致のために本当に一生懸命頑張ってお金の拠出も含めてやっていらっしゃる町もたくさんある中で、ニセコ町は企業さんのほうからもある程度声をかけていただいたり、先ほど申し上げましたように関係性の中で御紹介いただいたりということができており、大変ありがたいといいますか、私どもはそういう意味においてはニセコという名前が優位に立っているのではないかと思っております。これまで企業さんとじっくりお話をさせていただく中で、様々な決め事を決めていくという形をとっておりますので、現状で何かがきちっと決まったものがあるわけではございません。

ただ、それと同時に今企画サイドで進めております「ハートラボ」、いわゆる企業誘致というか企業といかにコラボレーションしていくかということは、これからの町にとって大きな大事な課題であると思っておりますので、そういう仕組みの中である程度企業誘致の選定の仕方といいますか、そういうものも決めていければいいなということで今検討はさせていただいているところでございます。

それから、財産の処分云々ということでございますが、ちょっと私のほうでどこまで御質問をそしゃくできているか分かりませんけれども、手続きの関係については先ほど申し上げましたように、都

度お話合いをさせていただきながら進めていくということでございまして、必要に応じて手続きをとってまいりたいと考えています。また、現在課題に挙げていただきました企業さんにつきましては、できれば歓迎申し上げているという体制でございますので、何とかこちらのほうに誘致できればと考えております。土地に関しては貸付けする方向がよろしいのではないかということで、今のところ考えているところです。

それから、これは聞かれていないことかもしれませんけれども、この説明会については本当にスタートの段階での御説明といいますか懇談会という形で実施をさせていただきました。そこにニセコ町が入らずに、地域の皆さんのところに事業者さんだけで入ったということについては私どもも反省するところでございます。ニセコ町もある程度入った中で御説明する必要があったと思いますし、これまでやったことのない事前の段階での説明ということだったものですから、何かちゃんと決まってはいなくても、建物がこうだとか駐車場がこうだとかっていうことも一応想定をさせていただいて、議論の土台に乗せたいということで、このような中身になったということでございます。あれで決まったかのようなということで誤解を受けるというのは大変申し訳ないところでございますが、それが決まった内容では決してございませんので、検討のスタートということで捉えていただければありがたいなと思うところでございます。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　繰り返しになるかもしれませんが、先ほど言ったように今回想定している、想定っていうか予定している場所は町有地です。行政財産です。ですから、そのときの手続きなり情報について、例えば議会に対しても説明が必要だったと思います。有島記念館のすぐ目の前で非常に今緑で青々として、それが景観にもなっているわけですから、それが大きく変わるということであり、その場が町有地であるというときの手続きについては、きちっともう少しはっきり、順を追って議会に対しても説明すべきだったということを申し上げます。

それでですね、今回のようなことの背景に私がちょっと危惧しますのは、町長は毎年度、日本国憲法の理念をくらしに生かすこと、ニセコ町まちづくり基本条例に基づいてまちづくりを進めることを基本にしていくという町政方針を述べてきておりました。しかし、その一方で必ず行っておりますのが、「公正・スピード・思いやりの行動原則」を柱にしてということを、恐らく町長になられて以降ずっと毎年繰り返し言ってきています。ちょっと危惧しますのは、この「公正・スピード・思いやり」の中の「スピード」が前面に出過ぎているのではないか、私は最近の町政のいくつかの事例から危惧をしているところであります。

私は一旦この「スピード」というところについては、本当にこのままスピード重視でいっていいのか、そういう案件なのかっていうことについては一回反省してといいますか、心に収めた上で取り組んでいただきたいと思います。あくまでも前面に出るのはまちづくり基本条例、その中の「情報共有」が自治にとっても大事なんだというところに立ち返っていただきたいと思いますが、そのような反省はないでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　特に「スピード」について、ずっと私は一貫して就任以来述べさせていただ

いて、私がここで言ってる「スピード」の主なものは、私が役場へ入ったときもよくありましたけど、許認可とかいろんなものが来ても大体2週間ぐらい寝かしておく、場合によってはもっと置いとくわけですよね。そうすると、何で今日すぐ出せるものを出さないんだっていう思いが、民間経験から特に思っていまして、現在の決裁も基本的に簡単なものは即日決裁です。申請があったらその日のうちに決裁するという状況で、職員もみんな頑張っていただいてスムーズにできるだけ早く、一日でも早いほうが民間の皆さんはすぐ活動に入ったり、いろんな改革とかいろんな経済活動も含めてできるわけでありますから、そのことに主眼を置いて、公正であるとともにスピードというふうに言っているところであります。

ただ一方、例えばニセコ駅前の土地について、かつてすぐ買いたいところが結局計画が決まってなければ買わないというようなことが当時役場の中でありまして、結果的にはもう数十倍の値段になって買えなくなってしまったというような土地もあります。例えば中央倉庫群のところも農協から買うに当たっては、実は相当御批判をいただきました。当時海外の方が全部買収したいと、そして資産保有だと言われ、その地権者のところに行きたいという話でありましたので、私は待ってくださいと言って地権者の方にお話をして、全部買収させていただくことで話をしました。これも正直言ってスピードとタイミングだと思います。そのときに決断を躊躇していたら、今中央地区全体が外資のところに行ってしまっていたと。そのときは議会に相談してお許しを得てからというスピード感は全くない状況でありましたので、それは私の行政の長として判断をさせていただいて、もちろん予算は当然後から議会に出させていただき、購入させていただきました。そういう面では「ドッグイヤー」から「マウスイヤー」というように、瞬時の判断が求められることもたくさんあります。

先般も道東に行ってきましたけど、小さな企業を誘致するのにも1億5,000万、2億円というお金を町で用意をして、そこの整備までして企業に来てもらっているような状況であります。我々の町の財政比率は今0.32ぐらいです。0.22ぐらいからみんなで努力して、やっと自己財源比率が3割、それにしても本州の7割とか1.0を超えるような町から見れば、0.3でよくやってるね、もう合併したほうがいいんじゃないのとか言われ、そもそも成り立つのかというような中でこれまで自治体の財政運営をしてまいりました。

先ほどいろんな無料化の話がありましたが、ある一定程度税収があり、自己財源比率が6割7割あればいろんなことをもっともっとできますが、今も3割あたりですけれども様々な交付金や制度のお金を入れながら、財政でできることはうまくやろう、公共施設を整備しようという中であります。いかにこれから税収を一定程度増やしていくのかが町にとって大きな課題です。このまま0.3を維持して現状でいいということをやっていれば、町の将来ってのは相当危ういのではないかと。

そういう面では企業誘致も、これまでルピシアさんに本社移転をしていただいたり、これも町有地でありますが八海醸造さんが森の中にウイスキー工場をつくっていただきました。また、農業者を初め多くの皆さんの御努力によって、今税収も5億円だったのが10億を超えるまでに成長してきました。さらに10億を超えるまでに持っていく必要がニセコの将来のまちづくり、それから財政の状況を考えると必要ではないかという考えがあります。

今回この場所に決定ということは全くありませんが、こういう大変よい話があると。私にとって有

島記念館は本当に誇りがあり、ニセコ町の相互扶助というものの基本的なキーワードはやっぱり有島武郎の有島記念館にあると思っています。しかし現在、私はいろんな大学に呼ばれて講演する場合もありますが、有島武郎を知ってる方っていうとほぼ手が上がりません。大学の先生方でさえ、名前を知らない人が圧倒的に多い。その中で、私は有島武郎の思想、作品は私たちの町にとって誇りだと思っていまして、毎年3,000万4,000万かかる有島記念館の維持費もきちっと税収を賄うことによって、あるいは今回メゾンカカオさんは若い女性にも本当に人気のあるところでありますので、これによって有島記念館の入館者が増え、有島の思想も将来にわたって、将来の子どもたちにも引き継げるような、そんなことがあればいいなと思って、歓迎を申し上げているところであります。ただ、場所についてはいろんな考え方があります。それは皆さんで熟度を上げて、こうやって企業自らが来ていただくっていう他の町にはあり得ないような状況がニセコでは続いているところでありますにで、これについてもできるだけ温かい皆さんの御支持とか御賛同を得ながら、計画が次のステージに行けばいいなと考えているところであります。

スピードについては、別に民主主義社会を否定するわけではありませんし、私は民主主義は時間がかかると。だけど、お互いの納得感があって、その中で進めていけば最もいいというふうに思っているところであります。ただ、やっぱり私は行政の長として、どこかでやっぱり判断せざるを得ないことも、これまでたくさん御批判を得ながらやってまいりました。そういったバランスの中で民主主義社会が進んでいければいいなと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　次の質問に移ってください。

○3番（高木直良君）　次の質問です。片山町政で残された課題、引き継ぐべきことを伺う。

片山町政16年間で、町民の暮らしや産業、環境保全など多くの課題にとり取り組まれたことを評価いたします。ただいまお話があった企業誘致についての努力も、評価をいたしたいと思っております。貴職が職を退くに際しまして確認しておきたいことがありますので、以下質問をさせていただきます。

①町長は一昨年、ある公開シンポジウムにおいて、「戦後は日本の自治は右肩上がりの経済成長の中で住民が担ってきた住民の自治自治力や地域力を行政サービスの名のもとに行政が奪ってきた歴史ではなかろうかと私は考えております」と述べております。

しかし私は、内外情勢の複雑な変化、この戦後一貫して大変な変化があったわけですけども、その下での住民生活を取り巻く環境がどんどん変化する、そうした中で地方行政サービスというのは逆に広がっていかざるを得ないし、ニセコ町政自身も住民生活の実態に即したサービス提供の努力をしてきたのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

②ＳＤＧｓ街区事業は進行中であり、町民からは様々な評価が出されています。主要なものは高気密・高断熱（ＵＨ0.22）と書きましたがこれは（ＵＨ0.26）の間違いです。訂正いたします。これの高性能仕様による高価格の結果、町民は住めないのではないかというものです。インフラ整備も含めて町予算を投じてきましたが、本事業の現状評価と今後の課題について伺います。

③新幹線の札幌延伸工事着工条件として、ＪＲ山線（小樽－長万部間）の経営分離に同意し、バス転換承認を迫られ合意しましたが、この見通しは消えたもとで、存続の方途に向けての努力を申し送る

べきではないか伺います。
④泊原発再稼働の条件として、道及びＰＡＺ5キロ圏内4町村の同意が必要となっておりますが、町長は同意範囲をＵＰＺ30キロ圏町村に拡大すべきと、ある報道機関の3年前のアンケートに回答しております。このことについて申し送りをすべきと考えますが、所見を伺いたいと思います。
○議長（青羽雄士君）　片山町長。
○町長（片山健也君）　それでは、ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。
1点目につきましては、行政は最大のサービス産業であると言われ、行政サービスという用語が日本に定着してから、日本の自治体行政の事務事業、そして行政そのものが劣化してきたのではないかと考えております。
自治体は日本国憲法92条において、「自治の本旨」というふうに規定をされておりまして、「自治の本旨」とは団体自治と住民自治という理解がされております。団体自治は地方政府としての役割であり、住民自治は住民皆さんの事務局、住民の自治機構としての役割ではないかと私は考えているところであります。この二つの側面においては、住民は主権者であり、自治体の構成員はいわゆる住民で、住民は顧客ではないと考えています。自治体にとってのお客様ではないと私は思っています。主権者であり、自治体の構成員だということであります。
この行政サービスの用語が一般化したことにより、主権者からお客様への意識変化が日本の社会で起こったものと思われ、自治体におけるお客様へのサービス合戦が行われてきたように思います。私が就任して、各種計画においてもサービスという言葉は使わないでほしいということで職員にお願いをしてきました。戦後、自治体は総合行政として、住民の皆さんが担ってきた地域の自治力・地域力、こういったものを行政サービスの向上や行政サービスの拡大という名のもとに、その芽を摘み取ってきたんではないかというふうに考え、それによって自治体が肥大化の一途をたどってきたように思います。これまでの行政依存社会の継続しているようなところから、住民の皆さんがまちづくりを担う主権者として、自ら考え行動することにより自治体の持続性は将来高まっていくのではないかというような考えでございます。
国の借金は、この6月で1,332兆円を超えております。自治体もその政府機能と自治機能を整理し、地域の中にＮＰＯや地域会社など多様なまちづくりのセクター、そういった主体がまちづくりを担っていくように、行政が何でもやるんではなくて様々なまちづくりセクターがまちづくりを行っていく、そういったふうに転換をする必要があるのではないかと考えているところであります。御質問の趣旨に対する私の考えはそういうような内容でございます。
次に2点目につきまして、高気密・高断熱の高性能仕様だから建設費が高いとの御指摘のように受け止めましたが、最近の建設費高騰はそれだけが原因ではなく、資材や人件費の高騰など様々な要因が複合しているものと思っております。販売価格低減に向けた適正な販売価格になるよう取組・努力もなされておりますので、ぜひ長期的な視点でこの試みを見ていただきますようお願いを申し上げたいと思います。
また、今年1月からは賃貸集合住宅の入居も始まり、今後はシェアハウスの整備も予定されているとのことでございます。事業全体の評価につきましては、住宅不足が慢性化といいますか常態化して

いるニセコ町にとって、この対応策としての効果や環境モデル都市ＳＤＧｓ未来都市として、あるいは脱炭素や環境負荷低減に向けた成果も大きくあると考えておりまして、こういったものが日本の住宅政策における先導的な取組になっていくものと考えているところであります。さらに、移住・交流人口の増加にも寄与していただいているものであり、今後も引き続きＳＤＧｓの推進を初めとする諸課題に対応していただけるものと期待をしているところでございます。

次に3点目につきまして、令和6年9月定例会での一般質問で高木議員から同様の御質問を受けておりますが、小樽－長万部間での維持経費は年間で24億円の赤字という現状から、沿線自治体での負担は現実的ではないという判断で、本当に残念でありますがバス転換やむなしとの結論に至ったものであります。この鉄路の維持に関しましては、これまでの国の方針が抜本的に変わらない限り現状では存続は難しいのではないかと考えているところであります。

次に4点目の質問でございますが、先ほど原発の関係につきましてＵＰＺ30キロ圏内の町村に同意を拡大するということにつきましては、地域の安全を守る立場からも必要と考えております。私はこれまで、影響が及ぶ範囲の自治体に同意をとるべきではないかと一貫して意見を述べさせていただいたところであります。今後基本的な事項につきましては、申し送り事項などとして説明はさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　これからは先ほどと同様に、1項目ずつ質問をさせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　了解しますけども、時間配分よろしくお願いします。

○3番（高木直良君）　はい、分かりました。

1点目です。このシンポジウムはこの中身が書かれておりまして、いろんな学者さん、地方自治に関わる方の見解が載っております。それで私はですね、先ほど行政サービス、要するにサービスという言葉と住民がそれだとお客さんになってしまうということについての懸念というか、理解については共有できると思います。決して一方的に何もかも与えるだけとか、あるいは住民の側がサービスを求めるだけっていうことについてはそうではないという関係について、町長がそのことを指して述べているということについては理解しております。

一方で、なぜここまで行政サービス、行政の部門がいろんな部門で丁寧に、それから町民の要望に応えているのかということは、私は町民自身、国民自身の生活が変わってきた、それを取り巻く環境がどんどん変わってきたということだと思うんです。一つだけ事例で言いますと、やはり皆さん働いておりますけども、働くってことが以前に比べてどんどん濃密になってきて、長時間であったり大変な苦労をして働かなければいけないということになりますと、今までできていた町内会への参加ですとかコミュニティーにお互いのことが気になってお手伝いするとかっていうことができにくい社会になってきたと。そういう意味では、行政が担わなければいけない分野が広がってきて、例えばゼロ歳児保育からやりますよとか、あるいは除雪についても丁寧にやっていきますよっていうようなことは、だんだんとそれが必要になってきたからだというふうに思っております。

ですから、町長のおっしゃるようにサービスっていう言葉を使って、今まで住民がやってたことを

奪ってきたっていう捉え方ではないと私は考えております。そういう意味では先ほど御紹介ありましたように、自治法第１条２第１項「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的に総合的に実施する」というこの総合性について議論されたと思いますけれども、私は今の社会状況がそれを求めているということであって、住民が何でもかんでも要求すればいいということではなく、生活の環境・地域の環境が変わってきたことによって、行政の範囲あるいはその体制も進化してきたと私は捉えているところであります。私の見解としてはそのように考えているところでありまが、もしお考えがあれば簡単にお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私がサービスという言葉はやめたほうがいいと考えた事例を一つだけ言うと、保育っていうのはそもそも家庭での保育が困難な皆さんのために社会が保育しようということで始まったものだと考えておりますが、あそこの町は７万だこっちは５万でこれだけやってる、つまりサービス合戦になってきた。こういうことはやめるべきだという意味で、帝国ホテルのサービスかどっちのホテルかっていうようなレベルの話はやめるべきだと思いました。

例えば地域の草刈り、当時は地域のみんなで草刈りをしていましたが、あるとき行政サービスの向上という形で700万の機械を買って行政が草刈りをしちゃいました。地域の皆さんはそれまで年に２回か３回集まって、みんなでコミュニティーとして草刈りをして、そのあといろんなまちづくりの話をした、そういった出会いのコミュニティーの機会もなくなったと。あるいは、これはニセコ町の農家の方が実際に言われたんですけど、ドンと雪が降ったので隣のおばあちゃんとこへ俺は除雪しに行ったら、役場が来るからやらなくていいって言われたと。つまり地域で、みんなでお年寄りを見守っていたところまで、行政がみんなやるっていうから、やっぱり行政はたくさん税金を使っているんじゃないかと。これは実際にニセコ町の若い農家の青年から言われたことであります。

そういった意味で、行政の肥大化を止めて、地域に様々なまちづくり、たとえばニセコだったらいろんな会社をつくったり、あるいはＮＰＯ、あそぶっくをはじめ、本当に御努力いただいてます。そういうことによって、行政の肥大化を止めるべきじゃないかという趣旨で申した内容でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○３番（高木直良君）　今お話ありましたように、既に町においては観光協会を株式会社にしたり、あるいはあそぶっくはＮＰＯの指定管理でやっている。そのほかファミサポですとか住民が自主的に立ち上げたＮＰＯというのがございます。それから、ＮＰＯではなくて町内、例えば町営住宅の中の住民同士で助け合ってるということも実際に起きてます。ですから、私はこれ以上民間にっていうのはもう限界に来てるのではないかと思います。

続いて、②のＳＤＧｓ街区の問題です。これは私も何回か質問してきましたけれども、もともとこの出発点から大きな目標としてありましたのが、既存住宅から高齢者の住替えの促進、そしてその上で子育て世代への住宅供給、そういった循環をさせていく、既存の住宅から今の住替えということをこの中でやっていくということで、会社そのものが目標として賃貸住宅150戸を提供するけども、うち半数は町内住替え需要に対応するという目標が書いてあるんです。その上で、私はそれを促進する

ための仕組みがやっぱり必要だと考えますので、ぜひともそういった方向性を、これは町がやってるわけじゃないのであれですけども、きっかけをつくったのは町ですから、今後の行政に引き継いでいただきたいということを考えております。答弁は結構です。

③の山線の存続問題ですけれども、これは先ほど国の方針が変わらない限りっておっしゃいましたので、私は既に町長からの御答弁で何回か伺いましたけれども、国にも要請に行っていますということをお聞きました。その上でですね、さらにこの時間の経過と新幹線の工事がもう先が分からないくらい伸びるという状況を踏まえ、あるいはバス転換もバスの運転士さん不足という、もうこれは全国で起きてる問題などの状況を踏まえて、改めて国に対して要請をしていく、この事の申し送りをぜひしていただきたいと思いますけれどもいかがですか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　鉄道については、もう本当に日本の歴史と文化を担ってきたものだと私は思っていますので、引き続き鉄道の価値についてはこれからも伝えていきますし、経過についてもきちっと申し送りをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　先ほど答えた原発問題で、同意の範囲については影響の及ぶ範囲まで広げるべきであるということが述べられました。その上で町としての判断っていうのは、どのレベルを指すのでしょうか。町長の同意なのか、町民という意味で議会も含めた町民の多くの方から意見を聴取して、稼働についての同意不同意というものを決断していくのか、その判断の仕方ですね、同意の範囲を広げることはもちろん言っていただきたいと思うんですけども、その場合の同意のとり方についてのイメージをお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私はこの30キロという範囲の同意につきましては、当然首長の同意でありますけど、議会などに諮って町の意思を決定するという話でありますので、当然議会の賛同を得て同意不同意の結論を出すということになるのではないかと思います。その期間にもよりますけども、住民へのアンケート的なものをとるというのも一つの可能性としてはあるかなと思います。最低限懇談会的なものがあって、そこで意見集約をして最終判断かというふうに思います。

ただ、同意がなければ動かせないってことではなく、最終的には知事の判断になります。この町は同意、この町は不同意というのが明確になる中で、知事が最終的に判断するのが正しい流れではないかと考えています。

○議長（青羽雄士君）　高木議員。

○3番（高木直良君）　再稼働に向かっているわけですけれども、実は20日ニセコ町で北電の安全ですよっていう説明会がありました。それから翌日21日には、これは規制委員会や資源エネルギー庁内閣府など政府機関が岩内で説明会をやっております。その際にやはり多くの住民聴衆から出た意見としては、万が一事故が起きたときの避難計画、これは自治体がつくると義務づけられておりますけれども、実際に事故が起きてしかも複合災害ということで、能登地震のように地震が起きたり、あるいは能登のように1月1日ですね、こちらで言えば大雪で大吹雪かもしれない、二重三重の複合

災害に見舞われる可能性があります。そのときの避難計画は、もう誰が見てもこれじゃ逃げられないという内容です。そういった内容を踏まえて、私は同意不同意の判断においては同意すべきではないというふうに考えておりますが、これは今の段階で判断、回答は求めませんけれども、そういうような状況に今置かれてるんだということをぜひ深刻に考えてほしいという申し送りをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　原発の問題につきましては、私ども防災計画で白石区体育館に避難するという結果でありますが、流れる方向がそちらに流れることもあり得ますので、こういった防災の原子力防災の避難に関する計画も見直しが必要ではないかと考えているところであります。このことはしっかり引き継いでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　この際、議事の都合により、午後1時ちょうどまで休憩いたします。

休憩　午前 11 時 50 分
再開　午後　1 時 00 分

○議長（青羽雄士君）　それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、木下裕三君。

○8番（木下裕三君）　通告に従いまして1件質問いたします。メゾンカカオの有島地区進出計画についてです。

先月、お盆の真っ最中に「メゾンカカオ株式会社」による有島記念館向かいの町有地（牧草地）での開発計画に関する事前意見交換会が行われました。しかし、この計画は町民の共有財産である町有地であり、農地でもあるにもかかわらず、町は議会にも町民にも一切説明せず、協議を経ずに事実上容認・推進してきたと受け止められる状況にあります。

これは町政の根幹であるべき説明責任、情報公開、住民参加を著しく軽視したものであり、町民の信頼を損なう重大な問題と考えます。とりわけ有島地区の住民からは「なぜ私たちに知らせないのか」、「いつの間に決まってしまったのか」という強い不信と不安の声が上がっています。これらを踏まえて、以下伺います。

①今回の計画に至るまでの協議内容や、町の関与の範囲について説明を求めます。また、町がこの計画を「歓迎する立場」に立ってきた事実があるならば、その根拠と判断基準は何でしょうか。

②町有地でもあるにもかかわらず、事前に議会町民及び有島地区住民への説明はなく、なぜ事前意見交換会という既成事実化が進んでいるのでしょうか。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　木下議員の御質問にお答えいたします。

1点目の経過につきましては、高木議員への一般質問で説明したとおりでございますが、令和6年度に町内事業者からの推薦でつながりを持ち、町として歓迎する立場から町有地の選定をする中で、

当該地区が会社における希望の候補地となったものでございます。また、町のこの計画についての想いは、近年有島武郎の知名度の低下に危機感を持っている中で、有島の相互扶助の思想や作品を後世に伝え、有島記念館の維持に資する事業として、全国で優良事例のある企業の進出は本町のニセコ町地域未来促進基本計画の趣旨からも前向きに検討できるものであると考えているところであります。当該企業におかれましては大変人気のある会社であり、チョコレートを介した女性層の記念館来館、有島にちなんだ商品づくりなど幅広い展開に期待ができることから、誘致について総合的に判断し、歓迎していきたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、できるだけ早い段階での事前説明会を行ってほしいとお願いをし、8月16日に有島記念館で開催された事前意見交換会がこの構想段階における最初の事前説明会に当たるものと考えており、今後これらについての計画の熟度がさらに上がっていくものではないかと期待をしているところであります。また、当該用地の貸付を行うことにつきましては、もし決まりましたらルールに基づいて、適宜議会議員の皆様へも説明を行い情報を共有してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　木下議員。

○8番（木下裕三君）　行政として企業誘致するにあたって、企業として優良なのはもちろんなんですけども、その会社が果たしてニセコ町の方針に合うのか、オーナー企業の場合はその人柄がどうなのか、地域に溶け込んで事業を進めてくれるのか、また、信用調査サービス会社やそれらの業界の口コミなどあらゆる角度から慎重に調べて進めなければいけないと思います。ただ有名だからとか大企業だから、テレビで紹介されたとか、人気があってよさそうだからとかではなく、今申し上げたようなことを踏まえて総合的に判断すべきだと考えます。

副町長がメゾンカカオに対して、有島の地域住民に事前に話すよう以前から何度も促していたと聞いています。しかし、同社がそれに応じてこなかったということは、残念ながらニセコ町としての進め方を理解してない企業と言わざるを得ません。同僚議員が先ほど質問しましたが、その中で副町長はスタートだと言いましたけど、もうこれ完全スタート失敗しております。今回の有島開発事業に関しては、景観条例の改正に先立って事前意見交換会が同社の都合でお盆の最中の8月16日に行われましたが、有島地区の地域近隣住民はわずか8名しか参加できませんでした。そのため、同じ内容で有島地区の方々の都合を考慮して、後日改めて意見交換会をするという約束を取付けました。

事前意見交換会では、同社が既に町から土地を借りることが決まっているかのような説明を受け、有島地区住民はこの件を受入れなければならないと感じ、今後の同社との関係や地元施工業者との関係を考え、声を上げることができませんでした。議会や農業委員会との協議を経なければならないことを知らない人が多数いて、既に決定していると誤解していました。

その2日後、今回の件が北海道新聞で取上げられ、町民の多くがこの計画を初めて知ることになり、同様の誤解が多くの方から来ました。新聞報道の翌日、有島町内会有志10数名で集まり、意見交換会の内容を改めて協議し、景観条例に基づき8月28日付けで有島記念館周辺住民一同として30名の署名を添えて意見書を同社に郵送し、あわせて担当である都市建設課にも提出しました。あくまでも意見書なので、善意で反対という意見はあえて封じております。その意見書を読み上げさせてい

ただきます。メゾンカカオ株式会社代表取締役様へ宛てております。
「メゾンカカオニセコプロジェクトの事前意見交換会に対する住民意見書。
趣旨、本事業は商業的な利用がされる前提の民有地における開発や建設ではなく、町有地かつ農地でもあるにもかかわらず、そもそも町民や議会、農業委員会及び地域住民への一切の説明や合意形成がなされないまま進められ、突然建設することが前提の事業構想が提示されたことに対し、地域住民はショックを受け、同時に強い疑問を抱いています。町有地の利用は公共性が極めて高く、地域住民の理解と納得を前提に進められるべきです。その点で現状の手続きには大きな問題があると考えます。また、本事業はニセコ町が大切にしてきた景観形成の取組に大きな影響を及ぼす可能性があり、周囲との調和を欠いた開発は地域の価値を損なうことが懸念されます。
　具体的意見で、3 点提出します。
①対象地は町有地であり、農地として位置づけられてきた土地です。しかし、その利活用に関する意思決定過程や方針について、地域住民に対して一切説明がありません。公共性の高い土地利用においては、透明性の確保と地域住民への説明責任が不可欠です。
②計画されている建築物などは有島地区の景観との調和を損なっており、ニセコ町が推進してきた景観形成の理念に反する恐れがあります。
③事前意見交換会は本来、事業者と地域住民が直接意見を交わす場であるはずですが、実際には施工事業者による一方的な説明が多く、地域住民が理解し納得できる十分な意見交換が行われていません。
以上、令和 7 年 8 月 28 日、有島記念館周辺住民一同。」提出者代表の名前を添えて、30 名書いてございます。
　ところがその後、2 度目の地域への意見交換会は行われず、9 月 8 日月曜日に議会の説明が初めてありました。しかしその計画は前回から修正され、なぜか有島のシンボルでもあるめん羊舎が取り壊され駐車場になってました。これは一体いつどのように誰と合意形成が図られた結果の取壊し計画なんでしょうか。有島地区住民はもちろん、有島記念館にも知らされていませんでした。
　また、議会での説明資料に、8 月の意見交換会のときの質疑応答欄に農地転用は可能かという住民の質問に対して、「役場とは協議済み、妥当な計画であれば農地転用は可能」と回答が書かれていました。役場と協議済みとは誰が誰と協議した結果なんでしょうか。農業委員会に確認しましたが、農地にも関らずこの件は協議されておりません。議会の説明資料には、有島地区住民からの意見書は掲載されておらず、先ほど読み上げた意見書ですね、観光協会社長個人の意見としてすばらしいプロジェクトだと称賛する意見のみ取り上げられていました。しかし、当人は有島地区住民として意見書にも署名していて、どこからかの圧力がかかり、このような文書を出さざるを得なかったのかと疑っております。
　様々な意見や疑問が出ようと地域から反対が出ようと、進め方がどんなにおかしかろうと、今回の計画を推し進めようとする談合を疑わせるような強引な意思を感じざるを得ません。このような進め方は、説明責任や情報公開、住民参加の観点で適切だったと言えるのでしょうか。これは今回の有島地区の問題だけではなく、今後の企業誘致における情報公開、合意形成のプロセスや景観条例にお

ける事前意見交換会の在り方などについて、見直す必要があると思います。

以前、有島記念館周辺整備で話し合われたことがあります。この町有地で本気で企業誘致をするのであれば、その予定を地域住民に伝えて同意を得て、全国に広く公募し計画を集め、地域住民を入れた委員会などで十分に協議し、ニセコ町の方針に沿って相互扶助の精神が息づき、農場開放が行われたこの有島の地域に合った企業に来てもらう。これこそが本来の進め方なのではないでしょうか。

私は議員として平成27年の初当選から10年になります。片山町長の4期16年の半分以上、議員の一人として参加させていただきました。片山町長は情報共有と住民参加を基本として、また、まちづくり懇談会などでは本当に膝詰めで町民に寄り添った政治をしていただいたと思っており、感謝の気持ちでいっぱいです。そういった気持ちを込めて、これを最後の質問とさせていただきます。来月9日からは、対話を重視した新しい町長による町政が始まります。私は、今回の有島の町有地であり農地でもある場所に関して、あらゆる面で丁寧さに欠けた進め方であり、このようなことは次の町政に引き継いではいけないものと考えております。片山町長はどのように考えておられるか、最後にお聞かせください。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　今回の事前説明会、構想段階、なるべく早い段階から地域住民の御理解を得ながら、ある程度熟度が上がった段階では議会も含めて、皆さんに公表して進めるということは、ルピシアさんの時もそうでありましたが、今までもある程度熟度が上がってそういった企業との合意形成がなされたら公開をして、皆さんで話し合って、貸付なりいろいろなことをやってきたという経緯であります。手法としては同じような内容だったと私は理解していますし、それ以上に早く、実際上は1回目をやっていただいたものと考えております。たぶんいろんな想いが先走って、あたかも決まってるような形での説明があったのではないかと思いまして、そこは我々のほうの指示ですとかあるいは、同席するときの体制ですとかそういうものに不手際があったのではないかということで本当に申し訳なく思っております。

当然我々はいろんな場でできるだけ民主的な手続を経て物事を決めていきたいと考えておりますが、企業誘致に関しましてはこれまでもそうでありますが、ルピシアさんや八海醸造さんに来ていただきましたが、最初からこういうのが来るんですけどどうですかということは、皆さんの想いもそれぞれたくさんありますので、ある程度熟度上がってから公表するということでありましたが、今回新聞にも載ったということで随分誤解を招いたと思います。

例えば、北栄地区に80メートルのホテルができますとか、あるいはそれ以外のところにもいくつか高層のホテルが計画段階で打診ありましたが、それは私のほうで何か相談するという話でもありませんし、企業も当然非公表で私どもに打診をしてきているので、それらは一切表には出せない。しかし、経過としてはニセコ町の眺望を駄目にするのでお断りしますということでお答えをしてきました。東山地区に行くミルク工房さんに上がる交差点に高いＮＴＴの鉄塔を建てることについて、地権者との合意も得て全て決まっていたものも、眺望を駄目にするのでやめてくれということでお願いをし、実際上の事業を中止していただいたこともございます。それはケースバイケースによって、全て事前に公開の中で決められることと、当然そうしなくてもなかなか決めれないこともあります

ので、その辺はぜひお含みおきをいただければありがたいと思っております。

次になられる若い町長も、そういった面では住民の皆さんとの意見交換を通じてまちづくりを進めるということを明確に訴えておられますので、しっかりとそういったニセコ町の情報共有や住民参加の手続を経て、次のステージに行っていただけるものというふうに思っております。

それで、今の件につきましては決定して何か動いてるってことはありませんので、構想段階から皆さんとの話し合いと思って動いたということがあたかも決定されて、全てどんどん動いているように判断されてしまったということは、ひとえに私の不徳のいたすところでありますので、今後につきましてもまたそういった民主的な手続とか合意形成については十分に引継ぎの中でも書いてまいりたいと考えておりますので、どうか全体のまちづくりのことも御配慮賜ればと思っております。

あと１点、先ほどの高木議員の質問でも申しましたが、本当に有島記念館の将来については危機感を持ってございます。今大体 4000 万前後でしょうか、以前議会から冬季閉めてはどうかという御議論もいただいたり、そもそもそういった維持することがどうかという御意見も行財政改革の中では議会議員さんからも御指摘をいただいたところであります。この有島武郎の作品を含め相互扶助の理念というのは、今私ども今回ＳＤＧｓ未来都市を申請させていただいて１回目でとおり、しかも事務事業についての 10 本の町に選ばれて、3 年間については国の全面的な支援を受けてＳＤＧｓ街区の構想に入ったわけでありますが、そのときＳＤＧｓをなぜニセコ町でやるのかということに関し、まさに誰一人取り残さない社会というのは有島武郎の相互扶助の理念そのものではないかということが国連の機関で認められ、日本政府も推進しているのではないかと。ニセコ町がこのＳＤＧｓ未来都市に申請しなくてどうなるのかっていう想いもあって出させていただいたものでありますし、ニセコ町のまちづくりの根幹だと思っております。将来子どもたちに向けてどうやって維持していくかということも、ぜひ皆さんの中で御検討賜ればありがたいなと思っております。

先ほど申しましたとおり、財政力をもう少しやっぱり伸ばしていかなきゃならない、自分たちが自分たちの町で意思決定するには、もう少し税収を含めて自分たちで使える財源を増やすためには、やっぱり住民の皆さんあるいは企業の皆さんが活力を得て税収を増やす、その税収によって町が少しでも潤っていくという好循環を、地域循環型社会をつくっていく必要があると思いますので、その辺の優良企業の進出についてはできるだけ門戸を広げて還元するということをやっていかないと町自体が持続しないのではないかという危機感を持ってございます。どうかその辺も総合的な御判断を賜れば大変ありがたいと思っております。

それと木下議員さんから公募すべきではないかというお話がありました。これはほかの町も公募手続は随分やっておられます。しかし、ある程度内部で決まっていて公募してるところがいっぱいあります。私どもも過去公募して失敗したこともあります。全て公募というあたかも公平性の手続をやりながら、実は裏では決まってるみたいな、そういったことは私は卑劣なやり方だと思っていますので、純粋に私どもがいいと言ってくれるところに対しては、もちろん先ほど言われたとおり審査もきちっとするという中で、任意にどんどんやっていくということも必要ではないかと私はこれまで 16 年の行政経験を得て考えておりますので、御理解のほどどうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君）　山本副町長。

○副町長（山本契太君）　ちょっと付け足しでございます。前回9月8日に全員協議会の中でも御説明をさせていただきましたが、先ほど木下議員のほうから様々御指摘をいただきました。特に9月8日の段階では、有島で説明したときよりも小さい計画に縮小されたもので説明をしたということでございました。それにあたって、めん羊牧舎が取り壊されるというような計画になっているということでございましたが、確かにそのような画にはなってございます。小さくなったのも確かですが、めん羊牧舎についてはあのまま残すということについてもお金がかかってということもありますし、あれを取り壊すといってもまた相当なお金がかかるものですから、今回の計画に伴って取壊しというのも一つ考え方としてあるのではないかという考えが一部あって、ああいうふうにはなりました。ただ、あれも含めて何か決定してる事項ということではございませんので、そこについて誤解を招いたということについては改めましてお詫びを申し上げなければならないところだということ。

それから、9月8日だったと思いますけど、説明の際に木下議員から本来地元住民と話すときは計画の図面があるとかそういうことではなくて、まず企業さんが来て膝詰めで本当にここでこういうことをしてみたいんだというお話から始まるのが本来ではないのかというような御指摘を、その時だったかどうか分かりませんけどいただきました。まさにそのとおりだと思ってそこも反省したのですが、これは言い訳になるかもしれませんけれども、初めての懇談会ということなので、何かたたき台がなければやはり話合いにならないと。我々も話合いのために何も持たずに行くと、何にもない中で何を話せるんだとよく怒られるものですから、そういうことも含めて逆にある程度こういう感じでいかがかという本当にたたき台としてという意味で書かせていただいているものですから、これについても確定した内容ではないということを改めてここでまた申し上げて御理解をいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君）　次に、5番、高井裕子君。

○5番（高井裕子君）　本日初めて一般質問させていただきます。新任の高井です。どうぞよろしくお願いいたします。通告につき質問いたします。

ニセコ高校の学校給食提供について、以下3点お伺いします。

①過去もニセコ国際高校の給食の提供につきましては、新年度新入生から提供が難しいとの見通しで議論されていたかと存じますが、それに対して現段階での状況をお伺いしたいです。

②その状況において、学校給食センターのキャパオーバーが原因だとするならば、それを他町村や他の地域との連携を踏まえて、給食の提供することができないかというような御意見をさせていただいたことがあったのですが、それについては御検討いただいたかどうかお伺いします。

③ニセコ高校の給食については他の高校とは違い、高校でも給食を提供するといった珍しい事例でありますので、そこに至ったこれまでの経緯ですとか、それに対しての想いがあったからだと存じ上げます。過去の経緯についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君）　教育長。

○教育長（片岡辰三君）　それでは、高井議員の御質問にお答えいたします。

一つ目の御質問ですが、現在の学校給食センターは平成20年度に建築し、平成21年度から供用開始してございます。本年度で16年目を迎えております。調理可能数は560食で設計しておりまして、

現在調理している食数は約600食となっており、既に調理可能数を超えて毎日の業務を行っているところでございます。

ニセコ国際高校は全日制の高校として新設することとしており、近隣の全日制の高校と同様に昼食は各自が用意することを基本としたいと考えてございます。なお、寮生については何らかの給食提供する必要があるものとの考えから、その手だてを現在検討しているところでございます。お昼の食事については、これまで町外の給食事業者や町内外のお弁当の販売事業者などといくつか相談させていただいているところでございますが、料金や運搬方法、注文や決済方法など課題も多く、決定には至っていないところでございます。

今後、その他の方法なども含め、急ぎ調査・検討していきたいと考えているところでございます。

二つ目の御質問ですが、議員御指摘の町村連携による学校給食センターについては、羊蹄山麓の2つの町で学校給食センターを共同運営しているところがございますが、学校給食センターを建設する計画時から共同で学校給食を実施することで検討して建設し、運営されているものでございます。近隣町村の学校給食センターに、給食提供の連携について問合せを行いましたところ、どこも受け入れる余裕がなく、連携が難しいということで伺ってございます。

三つ目の御質問ですが、ニセコ高校へ学校給食は昭和59年4月から実施しているところでございます。当時ニセコ高校では入学者が減少しており、入学者を増やす取組の一つとして給食提供を検討したのではないかと考えられます。そのため、給食希望のアンケート調査を行い、給食の希望が多かったことから、昭和58年に教育委員会で検討を行い、懸案事項であったニセコ高校の振興と存続を考え、ニセコ高校への給食の実施を行うこととなったものと考えております。

これまでニセコ高校は定時制高校として、保護者の負担軽減や生徒募集における優位性の一つとして給食提供を行ってまいりました。しかし来年度以降、全日制高校として生徒数の増加が見込まれ、現在の給食センターでの調理可能数を超える見込みから、令和8年度の新入生全員への学校給食は提供できなくなるものと判断しております。御理解願いますようお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私のほうからも、全体のことでちょっと補足させていただきます。本町の学校給食はできうる限り、地元の農産物や加工品を学校給食で提供することを基本に進めていただいてきたところであります。また、保護者負担軽減を図るため、地元食材を使うことによっての経費の増加分や食材費の高騰分についても、学校給食費の値上げをしないで給食費の据置きを毎年継続してきているところでございます。これまで第2子以降に係る学校給食費は免除してまいりましたが、本年令和7年度からは小中学校の児童生徒に係る学校給食費の無償化を試行実施しているところでございます。令和8年度からのニセコ国際高校のお昼のごはん対応につきましては、教育委員会の意向を踏まえ、町としても支援をしてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高井議員。

○5番（高井裕子君）　ニセコ高校の給食が始まった理由が生徒募集のためだとすると、今回たくさんの人数が応募されてオーバーするということでいけば諦めるところもありますが、先ほど片山町

長がおっしゃったように、ニセコ町の給食は御存じのとおり、本当に地元の食材をめちゃくちゃ使っているんですね。改めて私も今回給食の献立表を見たときに、9月の食材でニセコの野菜使ってるのが16品目というぐらい使っていて、子どもたちにニセコの食文化を伝えるという意味では、ニセコの給食は非常に役立っていると私は認識しております。ちなみに他町村の給食献立はネットで見れるのでちょっと見てみたんですけれども、隣町でもニセコ町の大豆を使ってますとか、もしかしたら3品目ぐらい地元の食材を使ってるかもしれませんが、違う町村も基本的には地元食材を使っているということを余りうたっていないわけなんです。

なので、ニセコの食文化を子どもたちが当たり前のように、ニセコの食品とかこのエリアの食品を食べれるということはすばらしいことだと思います。そういった想いが高校生まで伝わっていくことがニセコ高校の狙いなのかなと、町長がおっしゃるように感じていたので極力努力はしていただいてるとは思います。他町村との協議だったり、お弁当についてもいろいろな御相談を私も受けていたので、たくさんの保護者が不安に思う中でいろいろな協議があっての今だと思いますので、ぜひそういうところが今後も町民に伝わっていくと非常に良いのかなと思っております。

あともう1点が、今回私初めて議会でお話しさせていただくということで、議会だよりなどにちょっと目を通させていただきました。昨年の議会だよりの11月号、9月13日の定例会で榊原議員が質問された高校寮について、給食も含めて高校のことは保護者等に情報公開をしていくと教育長はお話をされておりました。それはどういう方法かというと、町民講座等でお知らせをしていきますとおっしゃっていました。私の認識では12月24日のクリスマス、ちょっと私は忙しくて参加できませんでしたが、その一回だけ説明があったのかなという認識でおります。

たくさんの保護者が不安に思っていたり疑問に思うことがあって町に質問をしたいといったときには、できる限りその町民講座等でお知らせをするということだったので、今後はそういった町民講座等を予定しているのかお伺いしたいです。

○議長（青羽雄士君）　片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君）　今議員御指摘のように、ニセコの学校給食では地元の食材を大変使っている中で、栄養教諭等も含めて食文化のことも子どもたちに指導しているということでございます。私自身もそういう方向で地元食材をできるだけ使うようなことは考えていきたいと思っております。

また昼食等のことにつきましても、実際に寮生については何とかしてあげないといけないなと考えておりますので、その点は今後さらに進めて、進捗状況等についても説明していきたいと思っています。この後、一日体験入学など希望する保護者に対して説明することもありますけれども、町民講座等具体的なことが決まりましたら説明してまいりたいと考えております。

○議長（青羽雄士君）　次の質問にお移りください。

○5番（高井裕子君）　続いて、ニセコスタイルの教育について、以下2点お伺いします。

①ニセコスタイルの教育を掲げているニセコ町ですが、なかでも英語教育については力を入れていると存じます。幼児センターから小学校、中学校、高校と英語の教育の中で、特に中学校教育では高校と同様に年間140時間という最も多くの時間を割いていると伺っております。現状まだ十分とは言えない英語教育について、今後どのような対策を検討されているかをお伺いします。

一般的な地域と違い、ニセコ町は海外にゆかりのある子どもたちも大変多く、多様な文化の受入れや国籍を越えた交流ができる一方で、英語教育の格差が生じており、教師の負担も相当なものだと推測いたします。今後も町をあげたサポートをさらに検討できないでしょうか。

また、ニセコエリアが有する教育の資源でありますネイティブスピーカーの活用につきましては、現状はどのような検討をされているのか伺いたいと思います。

②地域特有の事業として農業体験や、スキー、ラフティングなどのニセコ町らしい教育が行われております。本年は何年ぶりかにニセコ小学校5、6年生のアンヌプリ登山が再開されたという大変うれしい知らせを聞いていますが、再開してみての課題も当然あったかと存じます。非常にニセコらしくかつすばらしい取組だと感じております。

一方で、本年はニセコ小学校の田植え事業が急遽、残念ながら廃止になってしまったと伺いました。それに対しては事情を察しますが、非常に保護者からも残念な声が届いております。今後、現在のニセコらしい教育についての課題と対策をお伺いいたします。

○議長（青羽雄士君）　片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君）　高井議員の御質問にお答えいたします。

1点目について、英語教育、小学校では外国語教育ですけれども、ニセコスタイルの教育の重点の一つと位置づけてございます。まず町教委としては、英語の授業改善や教職員の資質向上が重要と考えており、幼小中高の全教職員で組織するニセコスタイルの教育研究会においても授業研究に取り組んでいるほか、次年度に向けて道教委に対して中学校の英語担当教諭の加配措置を要望したり、英語モデル授業の研究指定も検討しているところでございます。

本町における英語教育の目標は、英語を活用していろいろな人とコミュニケーションを図り、自分の思いや考えを伝え合う力を育成することが重要であると考えており、議員御指摘のとおり、学校での英語学習だけでは十分ではないと考えております。町教委としては、児童生徒が英語検定などに積極的にチャレンジし、英語力をより高められるよう、受験費用の助成や学習会の開催などで応援したり、あるいはニセコ高校に設置しているニセコワールドビレッジの活動に参加し、多言語や多文化に触れる機会をたくさんつくったりするなど、町全体で児童生徒が英語を使い、親しみ、学ぶ取組を進めていきたいと考えております。

これらの取組をサポートするために、ネイティブスピーカーとしての学校配置のＡＬＴや役場のＣＩＲがその役割を担っておりますが、今後は地域の外国人の皆様にも御協力をいただくなど、地域人材の積極的な活用も検討していきたいと考えてございます。

2点目について、農作業や登山、ラフティングなどの自然体験、キャリア教育といったニセコらしいふるさと教育を進めることもニセコスタイルの教育の重点の一つでございます。本町の自然環境や多様な人材など、豊富な教育資源を用いることは大変有意義な教育活動につながっており、こうした特色ある活動を今後も継続していくことが重要であると考えております。そのためには、学校と地域との連携が不可欠であると考えられます。

そこで本町としては、学校・家庭・地域が連携する場としてコミュニティ・スクール制度を導入してございます。コミュニティ・スクール委員会の中でニセコらしい教育について熟議を行うことで、

これらの体験機会をしっかりと継続、確保していきたいと考えております。

なお、御質問の中にありましたニセコ小学校の田植体験につきましては廃止ではなく、今年度は調整がつかず実施できませんでした。次年度からは再び実施に向けて調整を図っているところでございます。改めまして、こういった体験機会に御協力いただいている地域の皆様方にお礼申し上げますとともに、これからも御支援御協力をお願い申し上げます。引き続きニセコスタイルの教育を通じ、ニセコで学び、ニセコを愛する子どもを育んでいきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　高井議員。

○5番（高井裕子君）　ただいま教育長から御説明ありましたニセコ高校の中にできたワールドビレッジ、私も開設のときには参加させていただいて、その後も一度おじゃまさせていただいてるんですけれども、高校の生徒たちが非常に楽しいんで参加をしております。中学生になりました息子も参加をさせていただいて、体験入学に行って記憶にあるのがワールドビレッジだったそうです。英語は上手ではありませんけれども。しかしそういった意味では、子どもたちが英語に興味を持つきっかけというのはただの授業からではなくて、外からの体験だったり、そういった体験をいくつできるか、いくつ多くできるかというチャンスだと思います。という意味では、他町村とは違ったニセコ町特有の海外の方がたくさんいる中で体験できる機会を増やすことが非常に大事なのではないかなと思っております。先ほどあったように、ワールドビレッジが学校を飛び越えて小学生や中学生でも参加できる仕組みがいち早くできるといいのかなと感じております。どうしても私たちにとっての1年と子どもたちにとっての1年は全然違うわけで、できる限り多くの方に参加できるような形をとっていただきたいなと思います。

あとはニセコスタイルでコミュニティ・スクールのお話も出たんですが、コミュニティ・スクールの中でも多くのことを協議されてるかと思うので、ちょっとこれは質問にはならないのかもしれないんですが、ぜひともコミュニティ・スクールの中で英語もですが、地域のイベントというか地域特有の事業をもっともっと検討していただきたいと思います。現時点でコミュニティ・スクールではどういった地域の特別な事業が協議されているか、もし他にあればお伺いします。

○議長（青羽雄士君）　淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君）　ただいまの再質問についてお答えいたします。

まず英語の関係でございます。今御指摘いただいたとおり、例えば中学生の英語力というところでいきますと、過去全国学力学習状況調査という調査で英語の学力についても全国等と比較しながら分析を行っております。直近では令和5年度に英語の調査を行っておりますが、その中では例えば聞く、読む、書くといったことについては北海道並み、全国よりちょっと低い程度といった傾向が出ている一方で、話すことについては非常に低い結果になったということがあります。

そういった意味でも、先ほど教育長からも答弁させていただいたとおり、学校の授業の改善や教職員の資質向上というところを図っていくと同時に、学校以外の場面でいかに子どもたちが英語を使ってコミュニケーションをとったり楽しんだりする機会をつくっていくかということが、大事だというふうに私どもも認識しております。その中で、ワールドビレッジをニセコ高校の中に設置してお

りますけれども、高井議員の息子さんも行かれたように小学生・中学生にも開放して、中学生もたくさん来ておりますし、今後小学生向けの事業も取り入れながら、地域の中で英語を楽しむ、英語を使うという機会を教育委員会としてもしっかりつくっていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

それから、コミュニティ・スクールの関係ですが、コミュニティ・スクールの中でも地域の皆さんと一緒にたくさんの活動を検討させていただいております。これも先ほどの教育長のほうからの答弁の中でもありましたが、ニセコらしい体験活動をこれからもしっかり続けていくためには、地域の皆さんとの協力関係っていうのをきちっとつくっていく、学校の力だけではそういった活動を継続していくことは難しいと思っておりますので、そういった内容についてコミュニティ・スクールの中で学校と地域の皆さんが一緒になって、何をやったらいいか、どうしたら続けられるかということを引き続き協議していきたいと思っております。

その中で現在取り組まれてるような事業としましては、先ほど紹介いただいた今年度のニセコ小学校のアンヌプリ登山ですとかスキーの授業のサポート、それから中学校ですと例えば着付けの体験ですとか琴の学習、これは小中高ですけれどもスキーの授業のサポートをいただいたり、そのほかキャリア教育の関係で職場体験の受入れなど、挙げれば切りがないほど地域の皆さんの活動はあるかなと思っております。そういった意味で地域の皆さんと一緒になって目標とかビジョンも共有しながら、地域と一体となった学校づくりというものをこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（青羽雄士君）　それでは、最後の質問お願いします。

○5番（高井裕子君）　最後の質問をさせていただきます。

宿泊税の使途について。今シーズンの夏の活用状況と成果について伺います。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　それではただいまの高井議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度の宿泊税の活用状況につきましては4点ありまして、1つ目に実証運行として実施した夏季のニセコ周遊バスの運行、それから2つ目がカーシェアやタイムズカーの設置、これは通年であります。3つ目として、ニセコ町脱炭素再エネ事業推進事業補助金の観光事業者への上乗せ補助金。4つ目として、ニセコ小樽線運行バスのクレジット決済導入によるオーバーツーリズム対策事業補助などの事業ということになってございます。

今の4点の成果につきまして、それぞれ御報告申し上げます。まず、1つ目の夏季の周遊バスにつきましては、今年初めての取組でございまして、運転士不足の中ニセコバス株式会社の協力のもと、8月9日から9月7日まで土日祝日の運行で11日間、乗車料金は無料にて運行しました。短い期間ではありましたが、乗車人数は256人となってございます。引き続き2次交通の充実化を図るため、周遊バスの運行拡大を今後も検討していきたいと考えているところであります。

次に2つ目のタイムズカーの設置につきましては、今年度から通年で町民センター1台、ニセコ駅1台合計2台を設置しており、今年4月から8月までの利用回数は合計で202件となっております。タイムズカーについては、令和5年度の冬の時期から実証事業として設置しており、時期や設置台数

も違うことから単純に比較はできませんが、利用回数は増えており、域内交通の手段として有効であると考えているところであります。

次に3つ目のニセコ町脱炭素再エネ事業推進事業補助金の観光事業者への上乗せ補助金につきましては、今年度から補助金を設置し、現在申請は1件、申請予定が2件となっております。参考までに申し上げますと、この上乗せでない企画環境への観光関係事業者の補助申請状況は現在5件となっているところでございます。

次に4つ目のニセコ小樽線運行バスのクレジット決済導入によるオーバーツーリズム対策事業補助につきましては、外国人観光客の乗車が多く、料金の支払いに大変時間がかかるということで、運行時間の遅延が生じていることから、クレジット決済、タッチ決裁を導入し、スムーズなバス運行ができるよう支援するものです。この支援は、ニセコ町と同様に倶知安町も行う予定となってございます。

以上、現在事業として宿泊税を活用している状況となりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（青羽雄士君）　高井議員。

○5番（高井裕子君）　今年度の夏の取組についてありがとうございます。周遊バス等の利用率が昨年から上がっているかということは、比較するには初めてのことなので難しいかとは思います。以前私が観光審議会に所属をしていたときに結構意見があったかと思うのですが、使途に関しては今後も協議されていくと思います。いま挙げていただいたことは当然全て観光に関わることですが、町民の観光に対する総合理解というか、そういった理解を深めるような町民向けの取組ということは今後検討されていますでしょうか、お伺いします。

○議長（青羽雄士君）　馬淵課長。

○商工観光課長（馬渕由香君）　ただいまの高井議員の御質問にお答えします。

使途についての町民理解の促進というところでございますが、現在昨年度から活用しているものに関して、分かりやすく宿泊税を活用してるよといった表示をするようにしてございます。また、これから決算を終えてからなんですけれども、1年間こういったことに活用したよという事業内容を分かりやすく説明したものをつくりまして、そちらをホームページなり他の事業者へお知らせなどをして周知を図っていく予定としてございます。

○議長（青羽雄士君）　片山町長。

○町長（片山健也君）　私のほうからちょっと補足させていただきますけど、宿泊税に関しては当初こういうふうに使いたいということでいろいろな案として出して、事業者の皆さんやいろいろな方の御理解を得ながら、今回宿泊税を導入させていただきました。今いろんなところで一番の大きな問題はオーバーツーリズム対策で、このオーバーツーリズム自体なぜ起こるのかというと、やっぱりたくさんのお客さんが来られたときのメリット、地域住民の皆さんが大変な思いをしてるけど一向にそこに還元されてないということが不安になっていくことも理解できますので、宿泊客がたくさん来ることによって、地域住民の皆さんの暮らし自体が豊かになっていくという物語もやはり必要ではないかと考えております。

我々は当初いくつかのこういうメニューって出してますけど、それにとらわれることなく時代の

流れですとか、現状分析をする中でどういうものに重点を置いていくかということも含めて、進めてまいりたいと考えているところであります。

先ほど夏期にという質問だったので答弁には入れてなかったのですが、特に今般の冬場にはタクシーのＧＯアプリなどを入れさせていただいているところでありまして、これらにつきましては現在さらなる調査も含めて、お願いをしているところであります。地域住民の足も大事でありますので、ＧＯアプリの利用は昨年タクシー事業者の皆さんの御理解で、町内住民におきましては100円で配車できることになってございます。こういった観光によって地域住民の皆さんの暮らしも豊かになるという物語についても、今後皆さんの御意見を聞きながら追加をして、使途を決めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君）　これにて一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（青羽雄士君）　本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日9月25日の議事日程は当日配付いたします。

本日は大変お疲れさまでした。

散会　午後 1時52分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

議　　長　　青　羽　　雄　士　(原本自署)

署　名　議　員　　斉　藤　　うめ子　(原本自署)

署　名　議　員　　木　下　　裕　三　(原本自署)